

大阪府監査委員告示第1号

平成21年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

大阪府監査委員 赤木 明夫
同 京極 俊明
同 松浪 耕造
同 品川 公男
同 磯部 洋

(通知文)

財 第 2 5 6 0 号
平成21年12月11日

大阪府監査委員 磯部 洋 様
同 赤木 明夫 様
同 京極 俊明 様
同 松浪 耕造 様
同 品川 公男 様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項及び委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

総務部

2 指摘事項

歳出関係

委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあった。

3 措置の状況

再発防止のため、決裁遅延の要因について確認し、それを踏まえて経費支出手続に関する留意点について、周知及び注意喚起の徹底を図

りました。

今後、経費執行に係る事案についてグループ内で執行予定を確認し、複数の者でチェックを行うなどの経費支出手続のチェック体制を整備するとともに法令等を遵守し、適正な会計事務の執行に努めます。

<委託業務の契約事務について>

1 監査対象機関

消費生活センター

2 指摘事項

歳出関係

業務委託契約において、予算配当を超える金額で契約を行っているものがあった。

3 措置の状況

本件については、その後の追加の予算配当に伴い、平成20年7月15日付で変更契約を締結することにより、契約金額と支出負担行為額は一致し、予算配当額を超えた契約状態を解消するに至りました。

再発防止のため、担当者及び決裁関与者が、改めて、契約事務にかかる関係法令等の再確認を行うとともに、その他職員に対しても、本件について周知徹底を行い、今後このようなことのないよう適正な会計事務の執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

福祉部

2 指摘事項

歳出関係

委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

部内課長会議において、次長より結果報告を行うとともに、部内各室・課において、課内会議を実施するなど、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令等を遵守し、改めて契約事務に関する留意点の周知徹底を図り、適正な会計処理を行うよう注意喚起を行いました。

今後は、今回の指摘を踏まえ、会計局作成の資料に基づき、特に契約・支出に係る事務の基本的な原則を中心に、部内会計事務担当職員（出先職員含む。）研修を年度内に実施し周知徹底を図るとともに、会計事務に係る研修会への積極的な参加を図ります。

また、委託契約事務に際し、複数の者でチェックを行うなど再発防止に努め、関係法令を遵守し、適正な会計事務処理に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

岸和田子ども家庭センター

2 指摘事項

歳出関係

委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

所内会議にて会計事務担当者に対し、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令を踏まえて事務処理を行うことなど、改めて契約事務に関する留意点の周知徹底を図り、適正な会計処理を行うよう確認し合いました。

今後は、会計局が運営する会計事務ポータルサイトの「支出事務のポイント」や「会計事務の留意点」等の資料を活用して契約・支出に係る事務の基本的な原則について、会計事務を担当する職員を対象に所内研修を実施し、周知徹底を図るとともに、会計局が主催する会計事務に係る研修会への積極的な参加を図ります。

また、今後、委託契約等に係る事案について予算執行予定一覧を作成し、複数の者でチェックを行うなど再発防止に努めます。

<精算未了について>

1 監査対象機関

健康医療部

2 指摘事項

歳出関係

概算払した運営費負担金について、交付を受けた事業者から同負担金の精算報告書が提出されていたが、大阪府財務規則に規定する精算が行われていないものがあった。

3 措置の状況

指摘のあった事項については、所属職員に対して、大阪府財務規則の規定を踏まえ、改めて会計事務に関する手続について周知徹底、注意喚起を図るとともに、未精算となった負担金については速やかに精算処理を行いました。

今後、このようなことのないよう適正な事務執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

健康医療部

2 指摘事項

歳出関係

経費支出手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないもの、事業終了までに補助金の変更交付決定に係る起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

本件指摘事項については、部内総括補佐会議を開催し、所属職員に対して、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令を踏まえ、改めて経費支出事務に関する留意点の周知徹底を図るとともに、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行いました。

今後このようなことがないよう、会計事務研修への参加等による関係法令の熟知・研鑽に努め、適正な会計事務の執行に取り組みます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

商工労働部

2 指摘事項

歳出関係

燃料電池用自動車の賃貸借契約及び当該自動車用ステッカーの購入に係る経費支出手続において、契約の開始や購入までに経費支出伺の起案及び決裁が行われていなかった。

3 措置の状況

所属職員に対して、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令の遵守及び契約事務に関する留意点の周知徹底を図りました。

<契約の履行確認について>

1 監査対象機関

商工労働部

2 指摘事項

歳出関係

機械警備業務委託契約に基づく経費の支出において、業務報告書が添付されておらず、適切に履行確認されずに支出されていた。

3 措置の状況

本件指摘を受け、委託契約期間中の警備記録に基づく業務報告書を委託業者から徴取しました。

現地にて適宜、機械警備が作動していることを確認していましたが、今後、同様の業務を行う場合は、契約の履行状況報告書等を徴取するなど、会計事務を適正に執行します。

また、所属職員に対して、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令に基づき、会計事務を適正に執行するよう、改めて周知徹底を図りました。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

環境農林水産部

2 指摘事項

歳出関係

委託契約等の経費支出手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

指摘のあった事項については、契約の相手方等との事前調整に時間を要したことに加え、その調整状況に関して進捗管理を行い得る状況が

整っていなかったことが要因として挙げられることから、再発防止策として以下の措置を講じました。今後このようなことがないよう、適正な会計事務の執行に努めます。

所属職員に対して、大阪府財務規則等関係法令を踏まえて行うことなど、改めて契約事務に関する留意点の周知徹底を図るとともに、契約の相手方等との事前協議が必要なものは契約締結予定日までに完了させ、契約の成立時期よりも前に経費支出伺書を作成し、決裁を得るよう担当者のみならず、決裁関与者を含め全職員に注意喚起を行いました。

担当グループにおいては、契約締結案件が多数に上ることを踏まえ案件ごとに複数名で分担するとともに、契約締結に係る調整状況に係る進捗管理リストをグループ内で閲覧できるようにし、複数名によるチェックの徹底を行うなど、適正な会計事務の執行が行える状況を整えました。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

都市整備部

2 指摘事項

歳出関係

委託契約や工事請負契約の経費支出手続において、契約締結後に経費支出伺の起案・決裁が行われているものや、変更契約締結後に当該変更にかかる経費支出伺の起案・決裁が行われているものがあった。

3 措置の状況

都市整備部としては、指摘以降、本庁及び港湾局の総務総括補佐会議の場において、本指摘の説明にあわせ、法令遵守の徹底と公金の取扱いについて、改めて周知徹底を行いました。

今後は、所属長会議の場等を通じて、さらに部内周知を図るとともに、職員には、会計事務知識の一層の習得を行うため、会計事務研修の実施と参加を部内に周知します。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

住宅まちづくり部

2 指摘事項

歳出関係

業務委託等の経費支出手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案及び決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

当該担当者及び会計事務を行う職員に対して、契約事務及び支出事務の基本的な原則の理解を促し、適正な事務執行を行うよう指導しました。

特に今回指摘のあった、経費支出伺の起案・決裁について、今後このようなことがないよう、地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令

を遵守し、実施に当たっては十分な準備期間を設けて、適正な会計事務処理に努めます。

<通勤手当の支給事務について>

1 監査対象機関

府民文化部

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の支給事務について、病気休暇により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかつたため、過払いとなつているものがあつた。

3 措置の状況

該当者2名について、過払い分の通勤手当の戻入処理を行い、平成21年7月16日及び同月21日に返納されたことを確認しました。

また、病気休暇者の勤務実態については、人事管理担当者と給与担当者による確認を隨時行うよう徹底することとしました。

今後、関係条例、規則等の規定に従い、適正な事務執行に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

福祉部

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の認定事務において、経済的かつ合理的と認められる通勤経路があるにもかかわらず、任命権者による確認が行われなかつたため、同手当が過払いとなつているものがあつた。

3 措置の状況

本件について、速やかに通勤認定経路及び支給額の是正を行いました。

また、既に支給した6月分（4～9月分）の手当のうち指摘を受けた月以後の正規額との差額を戻入しました。

今後、このようなことのないよう、定期券等の確認を行うとともに適正な事務執行に努めます。

<通勤手当の事後確認について>

1 監査対象機関

環境農林水産部

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の認定事務において、所属長による事後確認を実施していなかつた。

3 措置の状況

通勤手当の支給職員に対して、平成21年9月7日から11日までの間に、定期券等の提示を求め、通勤経路や方法等について事後確認を実施するとともに、通勤手当の適正な運用について周知を図りました。

今後、通勤手当の支給時期にあわせて、定期券等の提示を求めるなど、事後確認の実施を徹底します。

<職務に専念する義務の免除手続等について>

1 監査対象機関

都市整備部

2 指摘事項

庶務諸給与関係

職員が他団体の役職を兼ねているにもかかわらず、職務に専念する義務の免除手続が行われていなかった。

また、国の主管課長会議に出席するため管外出張をした際に、同会議の開催時期に合わせて開催される当該団体主催の会議に出席していたにもかかわらず、旅費の調整を行っていないものがあった。

3 措置の状況

(職務に専念する義務の免除手続について)

大阪府砂防協会（以下「府協会」という。）については、応嘱手続に併せて職務に専念する義務の免除手続を行いました。

一方、(社)全国治水砂防協会（以下「協会」という。）については、本府の応嘱条件（協会での旅費負担等）について、承諾が得られなかつたため、協会参与の業務は行わないこととしました。

なお、室内職員に対して、他団体の役職を兼ねる場合について、応嘱手続及び職務に専念する義務の免除手続を行う必要がある旨、改めて周知徹底しました。

(応嘱及び職務免除手続き)

完了日 平成21年8月10日

(管外旅費の調整について)

旅費の負担については、両団体と協議しました。

その結果、協会からは負担しない旨、回答を受けましたが、府協会との協議においては、負担の考え方として、交通費については3者による均等負担、初日の日当については本府及び協会の均等負担、翌日の日当及び宿泊費については府協会負担とすることで合意し、府協会に応分の負担をしてもらうこととしました。

今後、このようなことがないよう、適正な支給事務に努めます。

<通勤手当の支給事務について>

1 監査対象機関

住宅まちづくり部

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の支給事務において、病気休暇等により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかつたため、過払いとなつているものがあつた。

3 措置の状況

過払いとなつているものについて、速やかに戻入処理を行いました。

また、担当に対しても適正に処理を行うよう注意喚起しました。

今後、このような事態が生じないよう適正な会計事務の執行に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

住宅まちづくり部

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の認定事務について、本人の届出よりも経済的かつ合理的と認められる経路が存在するにもかかわらず、任命権者による適切な確認が行われなかつたため、通勤手当の過払いが生じているものがあつた。

3 措置の状況

本件指摘事項に関して通勤手当の認定を是正し、過払いとなつていた手当については、速やかに戻入処理を行いました。

また、所属職員に対し関係法令等を遵守し適正な事務処理を行うよう注意喚起しました。

今後、このような事態が生じないよう適正な会計事務の執行に努めます。

<備品管理について>

1 監査対象機関

健康医療部

2 指摘事項

物品関係

保健医療室健康づくり課が所管している備品の管理状況について確認したところ、過年度に展示意匠等製作業務委託契約により製作し、大阪府立健康科学センターに納入・据え付けした物品ほかについて、備品出納簿及び公有財産台帳に登載していなかつた。

3 措置の状況

委託契約により取得した物品等については、備品出納簿及び公有財産台帳に登載すべきもの（備品：102点、公有財産：3点）について、関係課と協議の上登載手続を行いました。

また、所属職員に対し、物品取得時には台帳登載に十分留意することなど、備品や公有財産等財産管理の重要性についての意識を高め、厳正な管理を行なうよう周知徹底を行いました。

今後はこのようなことのないよう適正な事務執行に努めます。

<行政文書の管理について>

1 監査対象機関

福祉部

2 指摘事項

業務関係

証明書発行事務手続において、定められた方法による行政文書の管理が行われていないものがあった。

3 措置の状況

平成17年度～平成20年度における行政文書管理システムにより処理した案件及び簡易処理票で処理した案件について総点検を実施し、他に同様の事案がないことを確認しました。

文書の起案、決裁、公印押印及び文書の保存の各過程において、大阪府行政文書管理規程、大阪府事務決裁規程、大阪府公印規程等文書管理諸規程等の遵守について、職員に対し周知徹底を図りました。

特に、行政文書管理システムによる起案の原則の徹底と決裁関与者のチェック機能の強化、事務決裁専決事項の再確認について、職員に対し注意喚起を行うとともに、文書管理諸規程について、職員が適宜閲覧できるように文書管理諸規程ファイルを作成、迅速に文書管理諸規程が確認できる環境を整えました。

また、公印押印管理簿を新たに作成し、大阪府公印規程のより一層の遵守を図り、再発防止に努めています。

<仲卸業者の直接集荷許可制度等の運用について>

1 監査対象機関

中央卸売市場

2 指摘事項

業務関係

市場の仲卸業者が、市場の卸売業者を通さず、直接生鮮食料品等を買い入れて小売業者等に販売する場合は、事前に知事の許可を受けなければならない。また、当該直接集荷生鮮食料品等を販売したときは、翌月10日までに知事に届け出る必要がある。これらについて違反しているものがあった。

さらに、許可申請書に書類上の不備があるにもかかわらず、許可しているものがあった。

また、直接集荷品販売届出書の提出が遅れたため、決算における売上高割使用料が当該年度に計上されず、翌年度にずれ込んで計上されており、市場が毎月公表している月別販売金額（取扱高）が不正確になっているものがあった。

3 措置の状況

許可申請書及び販売届出書の提出期日を遵守するよう、文書（平成21年6月29日付け）により仲卸業者に対し指導を行いました。特に、

提出期日が遵守されていなかった仲卸業者には直接手交しました。

今後とも、提出期日に遅れることのないよう、引き続き指導していきます。

許可申請書の記載内容の確認については、申請があった時点で十分内容を調査し、不備がある場合は個別に指導を行うなど、適正な処理に努めています。

<株式会社大阪繊維リソースセンターへの対応等について>

1 監査対象機関

商工労働部

2 委員意見

株式会社大阪繊維リソースセンターについては、平成17年度末時点で債務超過の状況であるので、今後において大阪府の貸付金の返済が滞ることがないよう、経営改善検討会議で経営安定化に向けて議論を深めるなど、積極的に取組を進められたい。

また、同センタービル内の産業技術総合研究所分室については、稼働率が極めて低く、その機能を十分に果たしていないため、施設のあり方を抜本的に検討されたい。（平成18年度）

3 措置の状況

(産業技術総合研究所分室のあり方について)

本件については、平成18年12月に商工労働部内で「大阪繊維リソースセンター内の産業技術総合研究所分室のあり方検討会」を立ち上げ、検討を重ねてきました。

その結果、商品開発に係る試作支援業務については産業技術総合研究所本所において一元的に実施し、試験及び情報提供等の支援業務については引き続き分室において実施することとしました。

また、施設の有効活用を図る観点から、平成21年2月議会において「大阪府立産業開発研究所及び大阪府立産業技術総合研究所条例」を改正し、分室の一部を文化財保護課及び大阪府住宅供給公社岸和田管理センターの利用に供することとしました。

(経営安定化に向けた取組について)

対応中。

<公園内の売店等の設置・管理許可について>

1 監査対象機関

土木部、公園事務所（北部・南部・臨海）

2 委員意見

府営公園における売店、自動販売機の設置・管理許可について実地調査を行ったところ、許可面積の取扱いにばらつきがみられるので、全公園の実態を把握した上で、統一した基準を策定されたい。

また、許可面積と実際の使用面積が異なるものなど、管理の不適切なものが散見されるので、これらについて是正措置を講じられたい。

(平成17年度)

3 措置の状況

措置した機関：都市整備部（公園課）・6 土木事務所（茨木土木事務所を除く）

（許可範囲等の取扱いの基準策定について）

措置報告済み。

（是正措置の必要な許可物件について）

是正措置を講ずることとされていた許可物件のうち、是正がなされないままであった残りの1件について、相手方に撤去を求めていたところ、平成21年7月6日に現地において物件が自主撤去されていることを確認しました。これにより、全て是正しました。